

追試験の手続きについて

定期試験を病気その他やむを得ない理由により受験できなかつた者は、下記の要領により追試験を願い出ることができます。

記

1. 手続期限 当該試験実施日翌日から3日以内 (窓口取扱休止日を除く)

試験実施日	追試験手続き期限
1月31日（土）	2月4日（水）

2. 提出書類 「受験不能届兼追試験願書」 1科目につき1枚 (所定用紙)

3. 追試験料 1科目につき 1,100円

4. 出願できる理由および添付書類

理由	条件	添付書類
病気・傷害	医師が就学に耐えられないと診断したもの	医師の診断書またはそれに類する証明書 (注1) ※領収書不可
忌引	二親等以内の親族の死亡 (死亡日を含み原則として3日以内)	死亡を証明する書類 または会葬礼状 (死亡日明記のもの)
災害	台風、水害、地震、火災等	罹災証明書
交通機関の支障	通学区間の交通機関が何らかの事情で運休あるいは停滞し、代替交通機関が利用できなく登校不能あるいは一交通機関が30分以上延着したとき (注3)	運休または延着証明書
勤務先の都合によるもの	有職社会人および勤労学生 (アルバイト等を除く) で勤務先の都合により余儀なく出張等をしなければならないとき	余儀ない事情を付した勤務先上司の証明書
就職活動採用選考によるもの	就職活動採用選考日等と重なったとき (注2)	追試験申請理由書・企業からの通知書等

(注1) **試験当日に受験できないことが確認できること。**

(注2) 原則、インターンシップは対象外であるため、留意すること。

(注3) 所要時間が60分以外の科目は、「所要時間の半数分以上延着したとき」とする。

5. 手続場所 教務課 (1号館2階)

6. その他 提出書類不備 (添付書類不足・追試験料未納等) の場合は、受付できませんので注意してください。

以上